

新型コロナウイルス感染症の影響下における航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況及び空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況について

1 検査の背景

(1) 国等が管理する空港等の概要

国土交通省は、空港法等の規定に基づき、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港等として28空港等を設置して管理するなどしている(28空港等を「国管理空港」)。国管理空港の中には、公共施設等運営権実施契約に基づくコンセッション方式を導入している空港(以下「コンセッション空港」)が9空港ある。)。

また、空港法等の規定に基づき、成田国際空港株式会社(以下「成田会社」)が成田国際空港を、新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)が関西、大阪両国際空港を、中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)が中部国際空港を、それぞれ設置して管理している(これらを「3空港会社」)。新関空会社は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律等に基づき、関西、大阪両国際空港でコンセッション方式を導入しており、平成27年12月に関西エアポート株式会社(以下「KAP」)と「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等公共施設等運営権実施契約」(以下「関空等実施契約」)を締結して、KAPを運営権者としている。

(2) 空港整備勘定の概要

自動車安全特別会計空港整備勘定(以下「空港整備勘定」)は、特別会計に関する法律等の規定に基づき、空港整備事業等に係る歳入歳出を経理するために設置されている。歳入には、空港使用料、一般会計からの繰入金、配当金、運営権対価、借入金等がある。空港使用料、一般会計からの繰入金等については、航空機着陸回数等に応じて金額の変動が生ずるため、航空機着陸回数等が大きく減少した場合には、空港整備勘定の歳入額に大きな影響を与えることとなる。

(3) 3空港会社の概要

3空港会社の収支等については、空港の使用料等による収入、借入金等による資金調達、これらを財源として実施している空港運営事業、社債及び借入金の償還(以下「債務償還」)等から構成されている。このうち、空港の使用料等は航空機着陸回数等に応じて金額の変動があるため、航空機着陸回数等が大きく減少した場合には、成田会社及び中部会社の営業収益に大きな影響を与えることとなる。

(4) 空港を取り巻く状況の変化等

30年度までの空港等の航空機着陸回数及び航空旅客数は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、国際線の旅客便を中心に大幅な減便・運休がなされるなどした。

(5) 國土交通省等による支援の状況

同省は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、航空・空港関連企業の収支改善等の取組を支援することにより、航空・空港関連企業の経営基盤を強化するとともに、国民の移動の基礎的インフラである航空ネットワークを維持するために、2年10月に、「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」(以下「支援施策パッケージ」)として各種支援策を取りまとめ、令和3年度特別会計予算政府案等が閣議決定されたことなどを踏まえて、同年12月に、新たな追加支援策を盛り込み改定している。

3年6月に改正された航空法の規定に基づき、国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行その他の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、本邦航空運送事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じて、我が国の国際航空輸送網及び国内航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態に対処するための航空運送事業の基盤強化に関する方針を定めている。

また、成田会社及び中部会社は、支援施策パッケージとは別に、着陸料の減免等の支援措置を

実施している。これらの支援措置は、航空会社、構内営業者等の費用負担を軽減し、航空機の運航や店舗経営を継続することを目的とするものであり、一時的に成田会社及び中部会社の営業収益を減少させるものとなっている。

2 検査の着眼点

本院は、新型コロナウイルス感染症の影響下における空港等の航空機着陸回数及び航空旅客数の状況、支援施策パッケージの実施状況、空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況はどのようにになっているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 空港等の航空機着陸回数及び航空旅客数の状況

31空港等における航空機着陸回数及び航空旅客数は、いずれも平成28年度から30年度まで毎年増加していたが、その後、航空機着陸回数及び航空旅客数は令和2年度に減少しており、これらの状況は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思料される。2年度の対前年度比をみると、航空機着陸回数及び航空旅客数のいずれも国内線より国際線の方が低い状況となっていた。

(2) 支援施策パッケージの実施状況等

ア 空港整備勘定の歳入に關係する支援策

(ア) 着陸料及び停留料の減免

同省は、国管理空港の着陸料について、旅客需要が減少した場合に航空会社の支払の負担が軽減されるように、3年3月から、主に航空機の重量に応じて徴収する体系から航空旅客数に応じて徴収する体系に見直すこととし、これを前提として、2年8月から3年2月までの分については、航空需要の見込みを考慮した上で、徴収の体系を見直した場合の軽減効果を55億円と試算して、この軽減効果が得られるように、国内線旅客便の着陸料及び停留料を対象に一律45%の軽減を実施することとした。

(イ) 着陸料、停留料、航行援助施設利用料及び航空機燃料税の減免

2年11月に、定期航空協会から同省に対して、3年度の公租公課見込額である2000億円のうち半額に相当する1000億円超の減免の要望があり、同省は、これを踏まえるなどして、着陸料、停留料及び航行援助施設利用料により900億円規模の減免を実施するなどとして、3年3月から4年2月までの分を対象に、国内線旅客便に係る着陸料については1/5の額としたり、国内線旅客便に係る停留料及び航行援助施設利用料については無料としたりしていた。

(ウ) 空港使用料の支払猶予

同省は、航空会社等の資金需要への対応のための施策として、2年8月から3年1月までの分の国際線、国内線全てに係る空港使用料の納付期限について、納入告知書の発行日から1年後に設定していた。

(エ) 空港における行政財産の使用料等の支払猶予

同省は、2年度の空港における行政財産の使用許可に係る使用料について、納付期限を3年1月13日とするなどしていた。また、2年5月に財務省理財局から各省各庁等に発せられた通知によると、2年2月1日から3年1月31日までに履行期限が到来する行政財産等の使用料等の債権については、履行期限の翌日から1年以内の間で延長を行うなどとされており、納付期限を3年1月13日とするなどしていた使用料について、納付期限を更に1年間延長して4年1月13日等としていた。

イ 空港整備勘定の歳出に關係する支援策

国土交通省は、コンセッション空港の運営権者に対して3年度内の4年3月頃に無利子貸付けを行う予定であるとしている。

ウ 3空港会社に關係する支援策

(ア) 成田会社の配当金の無配の了承

同省は、成田会社から、新型コロナウイルス感染症の影響により航空需要の低迷が長期化

する中、2年度の決算において赤字となることが見込まれること、その一方で、航空会社や構内営業者に対して、航空需要の回復時にサービス提供が可能な事業環境を確保するために支援措置を実施することが必要であることなどから、元年度の決算に係る剰余金について、無配を求める要望を受けた。同省は、この要望を踏まえるなどして無配とする方針を決定した。

(イ) 成田会社に対する無利子貸付け

同省は、新型コロナウイルス感染症の影響により成田会社の経営環境が悪化する状況下においても、滑走路の増設等により成田国際空港の年間発着容量を50万回に拡大する「成田空港の更なる機能強化」について着実に推進する観点から、3年度の事業の見通しを成田会社に確認した上で、3年9月に無利子貸付けを行っていた。

(カ) 中部会社に対する政府保証債の発行前倒しの認可

中部会社は、3年3月に償還期限を迎える政府保証債の借換資金として政府保証債173億円を発行することとしていたが、手元資金の流動性を確保するために、同省の認可を受け、政府保証債の発行を2年6月に前倒した。

(キ) 中部会社に対する政府保証債の発行の認可

同省は、中部会社、愛知県、一般社団法人中部経済連合会等から新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客の回復及び増加に向けて、航空需要拡大の取組を一層推進することなどの要望を受けた。中部会社は、同省に対して、政府保証債221億円の発行を要望し、3年3月に同省の認可を受けて、4年3月に発行する予定としている。

(オ) 新関空会社における財政融資資金の活用

同省は、新関空会社、KAP、大阪府、公益社団法人関西経済連合会等から関西国際空港第1ターミナル改修事業に係る資金面の支援等について要望を受けた。これを踏まえるなどして、同省は、KAPの収益が悪化している状況下においても当該事業を確実に実施する必要があることから、新関空会社が償還資金として発行を予定していた社債を金利の低い財政融資資金からの借入れに置き換えることにより、将来の金利負担が事業費の1/2程度の額軽減されると見込まれることから、これを事業費の一部負担に活用することとした。新関空会社は、3年3月に、財政融資資金2000億円の借入れを行い、事業費の1/2又は360億円のいずれか低い額を負担することとした。

(3) 空港整備勘定の歳入等の状況

ア 空港整備勘定の歳入

(ア) 決算

空港整備勘定の歳入のうち、「(項)空港使用料収入」の徴収決定済額及び収納済歳入額は、平成28年度から30年度まで毎年度増加していたが、その後、令和元年度に減少に転じ、2年度には大きく減少しており、「(項)一般会計より受入」の収納済歳入額は、平成28年度から令和元年度までと比べて、2年度に大幅に減少していた。

(イ) 歳入減少額等

2年度には航空機着陸回数及び航空旅客数が大きく減少したことから、新型コロナウイルス感染症が発生する前に見積もられた2年度当初予算と、同年度の航空機着陸回数及び航空旅客数の実績値に基づく徴収決定済額との差額(以下「歳入減少額」)は、新型コロナウイルス感染症の影響が主な要因であると思料される。そこで、歳入減少額を算出したところ、「(項)空港使用料収入」については1641億円、「(項)一般会計より受入」については220億円、計1861億円(2年度当初予算の額の61.1%)となっていた。

また、歳入減少額には着陸料及び停留料の減免額が含まれており、その想定額は支援施策パッケージにおいて公表されているものの、実際の減免額は公表されていない。そこで、本院において、着陸料及び停留料の減免額を推計したところ42億円となっていた。当該減免額は同省が実施した支援策による歳入の減少額であり、歳入減少額のうち新型コロナウイルス

感染症の発生後の航空需要減少の影響による分は、歳入減少額から当該減免額を控除した額計1818億円と思料される。

同省は空港使用料等を支払猶予するなどの支援策を実施しており、これにより空港整備勘定の歳入において2年度内に収納されないことによる一時的な減少額(以下「2年度支払猶予額等」)は計1108億円となっている。

これらのことから、歳入減少額に2年度支払猶予額等を加えた計2969億円は、主として新型コロナウイルス感染症の影響により2年度に収納されなかつた歳入額であると思料される。

同省において空港使用料の減免等の支援策を実施すると、空港整備勘定の歳入が減少することとなる。このため、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなどして支援策を実施する場合には、支援策により空港整備勘定の歳入等が受ける影響に留意することが重要である。

イ 空港整備勘定における支出の抑制

空港整備勘定の歳入額は、2年度当初予算の額と比べて大幅に減少することが見込まれる状況になっていたことから、同省は、2年度の支出が歳入を超過することのないように、空港整備勘定歳出予算の執行留保を実施していた。このため、空港整備事業等計255件(予算額計266億円)は2年度中の事業執行が困難となり、翌年度に繰り越されることとなった。

ウ 空港整備勘定において2、3両年度に発生した債務

同省は、歳入額が減少となる状況になっていたことから、2年度3次補正予算において、財政投融資からの借入金の繰上償還を行わないこととして、また、新たに3年3月に財政投融資から540億円の借入れを行った。繰上償還を行わないこととした財政投融資からの借入金については、当初の償還計画どおりに21年度までに計6億5048万円の利子負担が、また、新たに借り入れた540億円については、22年度までに計20億6128万円の利子負担が生ずる状況となっている。

(4) 3空港会社の収益等の状況

ア 航空会社等に対する支援措置の状況

3空港会社のうちコンセッション方式を導入している新関空会社を除く成田会社及び中部会社が航空会社等に対して行っている支援額は、減免額計125億円、支払猶予額計548億円となっていた。そして、今後において、成田会社は航空会社等の状況を注視するなどして支援内容を精査して実施するとし、中部会社は航空旅客数等の状況を踏まえて支援の必要性を判断し支援内容を決定して実施するとしている。

イ 3空港会社の決算

成田会社については、平成28年度から30年度までの営業収益は毎年度増加していたが、令和元、2両年度は減少し、2年度は当期純損失を計上していた。

中部会社については、平成28年度から令和元年度までの営業収益は毎年度増加していたが、2年度は大幅に減少し、当期純損失を計上していた。

新関空会社については、平成28年度から令和元年度までの営業収益は毎年度増加していたが、2年度は減少し、当期純利益については元年度と比べて98.1%となっていた。

ウ 3空港会社の営業収益

3空港会社における2年度の営業収益の減少額(以下「営業収益減少額」)について、同年度の事業計画における単体の收支予算と、同年度の単体決算における営業収益を比較して算出したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 成田会社

成田会社の営業収益減少額は850億円となっていた。成田会社は航空会社等に対する支援措置として、着陸料等を減免していて、支援措置による2年度の営業収益の減少額(以下「会社による支援措置額」)は86億円となっており、営業収益減少額のうち新型コロナウイルス感染症発生後の航空需要減少による分(以下「航空需要減少による営業収益減少額」)は、営業収益減

少額から会社による支援措置額を控除した額764億円と思料される。

(イ) 中部会社

中部会社の営業収益減少額は528億円、会社による支援措置額は8億円となっており、航空需要減少による営業収益減少額は519億円と思料される。

(ウ) 新関空会社

新関空会社の営業収益減少額は35億円となっていた。

3空港会社において航空・空港関連企業に対する支援策を実施すると、営業収益が減少するなどすることとなる。このため、今後も新型コロナウィルス感染症の影響が継続するなどして支援策を実施する場合には、支援策により3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要である。

エ 3空港会社の営業費用等

(ア) 成田会社

成田会社は、人件費については役員報酬の減額等を実施しており、物件費については滑走路及びターミナルの一部を閉鎖することにより維持点検費を削減するなどして経費を削減していた。また、成田会社は、2年度の設備投資について、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえて搭乗手続における顔認証機器の導入等を3年度以降に先送りするなどしたことにより、予算と比べて減少していた。

(イ) 中部会社

中部会社は、人件費については役員報酬の減額等を実施しており、物件費についてはターミナル等の運用エリアの絞込みにより施設維持費等を削減するなどしていた。また、中部会社は、2年度の設備投資について、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえて旅客ターミナルの改修等を3年度以降に先送りするなどしたことにより、予算と比べて減少していた。

(ウ) 新関空会社

新関空会社は引き続き関空等実施契約に基づきKAPが空港運営等を適切に実施しているかの確認を行うなどにより、業務量の変更はなかったとしている。

オ 3空港会社において2年度に発生した債務

債務償還の期間を1年以上とした資金調達を対象として、2年度の資金調達等の状況をみると、成田会社は、新型コロナウィルス感染症の影響により収入が大幅に減少したことから、追加で170億円を社債の発行により調達することとし、これにより22年度までに計11億円の利子負担が生ずる状況となっていた。また、中部会社は、新型コロナウィルス感染症の影響により収入が大幅に減少して自己収入による債務償還が困難となったことなどから、債務償還及び設備投資等の資金調達のために財投機関債195億円を発行することとし、これにより12年度までに計2億円の利子負担が生ずる状況となっていた。なお、新関空会社は、新型コロナウィルス感染症の影響により減少した収入を補うために実施した資金調達はない。

4 本院の所見

同省及び3空港会社においては、航空ネットワークを維持するために、引き続き今後の航空需要の動向等を注視しつつ、航空・空港関連企業に対する支援策を実施する場合には、支援策は一時的に空港整備勘定の歳入の減少を伴うものであることなどに鑑み、 국민に分かりやすく説明するとともに、支援策により空港整備勘定の歳入、3空港会社の営業収益等が受ける影響に留意することが重要である。

本院としては、今後とも空港整備勘定の歳入、3空港会社の収益等の状況について、引き続き注視していくこととする。